

平成 17 年第 3 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 17 年 9 月 5 日（月曜日）

議事日程

平成 17 年 9 月 5 日（月曜日） 午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告
- 5 推薦第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 6 選任第 1 号 防府市教育委員会委員の選任について
- 7 選任第 2 号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 8 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 報告第 26 号 防府地域振興株式会社の経営状況報告について
- 10 報告第 27 号 専決処分の報告について
報告第 28 号 専決処分の報告について
- 11 認定第 1 号 平成 16 年度防府市水道事業決算の認定について
- 12 議案第 66 号 工事請負契約の締結について
- 13 議案第 67 号 工事請負契約の締結について
- 14 議案第 68 号 交通事故に係る和解について
- 15 議案第 69 号 山口県央部合併協議会の廃止について
- 16 議案第 70 号 消防事務の受託の廃止について
議案第 71 号 消防事務の受託の廃止について
議案第 72 号 消防事務の受託について
- 17 議案第 73 号 山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 18 議案第 74 号 防府市老人憩の家設置及び管理条例中改正について
議案第 75 号 防府市へき地保育所設置及び管理条例中改正について
議案第 76 号 防府市身体障害者福祉センター設置及び管理条例中改正について
議案第 77 号 防府市知的障害者授産施設設置及び管理条例中改正について

- 議案第 78 号 防府市知的障害者更生施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第 79 号 防府市児童デイサービス施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第 80 号 防府市知的障害者デイサービス施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第 81 号 防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について
- 議案第 82 号 防府市駐車場設置及び管理条例中改正について
- 議案第 83 号 防府市自転車等の放置の防止並びに自転車等駐車場設置及び管理条例中改正について
- 議案第 84 号 防府市公会堂設置及び管理条例中改正について
- 議案第 85 号 防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第 86 号 防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について
- 議案第 87 号 防府市視聴覚ライブラリー設置条例中改正について
- 議案第 88 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- 19 議案第 89 号 防府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例中改正について
- 20 議案第 90 号 防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について
- 21 議案第 91 号 平成 17 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）
- 22 議案第 92 号 平成 17 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 93 号 平成 17 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 94 号 平成 17 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 95 号 平成 17 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 96 号 平成 17 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 97 号 平成 17 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1 番 今 津 誠 一 君

2 番 伊 藤 央 君

3番	松村学君	4番	山下和明君
5番	重川恭年君	6番	斉藤旭君
7番	藤本和久君	8番	弘中正俊君
9番	田中敏靖君	10番	木村一彦君
11番	山本久江君	12番	横田和雄君
13番	平田豊民君	14番	安藤二郎君
15番	藤野文彦君	16番	三原昭治君
17番	高砂朋子君	18番	行重延昭君
19番	原田洋介君	20番	河杉憲二君
21番	河村龍夫君	22番	大村崇治君
23番	佐鹿博敏君	24番	山根祐二君
25番	田中健次君	26番	馬野昭彦君
27番	中司実君	28番	山田如仙君
29番	深田慎治君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君	監査委員	平田豊民君

事務局職員出席者

議会事務局長	檜垣健次君	議会事務局次長	徳富健司君
--------	-------	---------	-------

議長（久保 玄爾君） 開会に先立ちまして、去る8月18日に御逝去されました故松本孝夫教育次長に黙祷をささげたいと存じます。御起立をお願いいたします。黙祷始め。

〔黙 祷〕

議長（久保 玄爾君） 黙祷を終わります。御着席をお願いいたします。

午前10時 1分 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成17年第3回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。9番、田中敏靖議員、10番、木村議員、御兩名をお願い申し上げます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月29日までの25日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） この際、7月並びに9月に人事異動が発令されましたので、自己紹介を受けます。

健康福祉部長（山下 陽平君） 健康福祉部長を兼ねて福祉事務所長を命じられました山下陽平です。よろしくをお願いいたします。

教育次長（和田 康夫君） このたび教育次長を命ぜられました和田康夫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

健康福祉部次長（森重 豊君） 健康福祉部次長、福祉事務所次長、兼ねて、高齢障

害課長を拝命いたしました森重豊です。よろしくお願いいたします。

教育委員会総務課長（藤井 克己君） 7月11日付で教育委員会総務課長を拝命いたしました藤井克己と申します。よろしくお願いいたします。

中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告

議長（久保 玄爾君） この際、中心市街地活性化対策調査特別委員会より、審査の過程について中間報告したい旨の申し出がございましたので、これを許します。原田特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 原田 洋介君 登壇〕

19番（原田 洋介君） 去る8月18日に、中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について概要を御報告いたします。

まず、防府駅北土地区画整理事業について、区域内の道路や水路を含めた形状の変更に伴い、住居表示の町境が変更されるという説明がございました。今後地元の方々の意向も十分尊重しながら変更の手続を進めてまいるとのことでございます。

次に、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業についての説明の主なものを御報告いたします。

再開発ビルの工事の進捗状況ですが、7月末現在の進捗率は24%ということで、ほぼ予定どおり工事が進んでいるということでございます。

駐車場棟でございますが、連続継承式の3層4段の簡易型、大臣認定品ということで、経済的な面ですぐれているということでございます。出入り口につきましては、出口は1カ所、入り口は住宅用と一般用の2カ所を設置する予定とのことでございます。

続きまして、「株式会社周防夢座」についての説明の主なものを御報告いたします。

まず、今後の商業スケジュールでございますが、9月末までに出店契約をし、10月から11月にかけて、補助金の交付申請、大店立地法に関する届け出を行うとのことでございます。

次に、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」についてでございますが、平成17年度から公募を開始した新しい補助制度で、中心市街地活性化のために、まちづくりと一体となった地域の取り組みを国が重点的に支援するというものでございます。この補助要望を国に提出され、その後審査等を経て、7月に採択がございました。

今回採択を受けました補助制度は、国が補助対象事業費の3分の2を直接事業者である周防夢座に補助するもので、県や市には義務的補助は求めている制度でございますが、周防夢座が行おうとする事業は、平成12年に策定した「防府市中心市街地活性化基本計

画」に基づくTMO構想に盛り込まれている事業でございます。この事業を成功させるためには市としてもまちづくり会社である周防夢座に対し、何らかの財政的な支援を行っていく必要があると考え、その対応を検討しているということでございました。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、「住居表示の町境はいつから正式に変更されるのか」との質疑に対して、「本来であれば区画整理が完了後ということも考えられたのですが、今回、再開発事業で18年度から、マンション等の居住者もいらっしゃるということから、再開発ビルの完成に合わせたいと考えております」との答弁がございました。

また、「周防夢座に対する市の財政支援的補助の対象とはどういうものか」との質疑に対して、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を使って行われる事業のうち、ハード事業に係る部分のみについて市の補助を行っていきたいと考えています」との答弁がございました。

また、「駐車場棟について、栄町中央町線側に入り口があるが、こちらの交通アクセスについては、今後の課題として十分検討されるようお願いしたい」との要望がございました。

以上をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で中心市街地活性化対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（久保 玄爾君） 推薦第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち長田美也子氏の任期が、12月31日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御

意見をいただくため提案するものでございます。

御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第3号については、これに同意することに決しました。

選任第1号防府市教育委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第1号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち鈴木・子委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

鈴木委員には、平成13年10月以来、教育委員会委員として、本市教育行政の運営に御尽力をいただいております。教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第1号については、これに同意することに決しました。

選任第2号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第2号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、御園生學氏が6月30日をもって退任されたため生じました欠員について委員の選任をお願いするものでございます。

御園生委員につきましては、平成9年12月から7年6カ月にわたり、本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第であります。

このたび新たに委員としてお願いしようとする中谷安彦氏は、昭和37年に大道農業協同組合に入所され、金融部長、営農部長、防府とくち農業協同組合大道支所長などを務められ、平成13年1月に退職されております。

現在は、山口県中部農業共済組合損害評価会委員や防府とくち農業協同組合理事として活躍されており、中谷氏の豊富な経験と知識が固定資産評価審査委員会委員として生かされるものと考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第2号については、これを同意することに決しました。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて

議長（久保 玄爾君） 承認第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴い、平成17年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

今回の補正の内容につきましては、選挙の執行に伴い、歳出で報酬等の経費として3,988万3,000円を計上し、歳入では、これと同額を県支出金に計上したものでございます。

御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第4号については、これを承認することに決しました。

報告第 26 号防府地域振興株式会社の経営状況報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 26 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 26 号防府地域振興株式会社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成 16 年度の決算でございますが、お手元の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、損失処理案及び附属明細書にお示ししているとおりでございます。

事業の内容につきましては、商業基盤施設の整備計画について検討調査等の業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構に委託するとともに、経営シミュレーション等の作成業務を村川総合司法事務所に委託いたしました。

また、防府駅てんじんぐち市街地再開発組合の定款に基づき、増床負担金の前払いを行いました。

次に、平成 17 年度の事業計画でございますが、立体駐車場の管理運営事項に関する検討調査等の業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構に委託するとともに、自社の経理システムの構築を検討するなど、平成 18 年度の営業開始に向けた準備を引き続き進めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、報告第 26 号を終わります。

報告第 27 号専決処分の報告について

報告第 28 号専決処分の報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 27 号及び報告第 28 号の 2 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 27 号及び報告第 28 号の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の

明け渡し等請求に関する訴えの提起について専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず、家賃を納付しない入居者2人について、本年7月28日に山口地方裁判所へ市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力しておるところでございますが、今後より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。25番。

25番（田中 健次君） 報告第27号については、議案の55ページで、議案参考資料という形で、そこに43カ月納付しないということが書いてありますが、平成13年11月から平成17年6月というふうになると、13年が2カ月、14年、15年、16年が12カ月で、3カ年で36カ月、17年が1月から6月までとして6カ月、合わせて44カ月になるわけですけれども、44カ月のうち43カ月納付しないということであれば、1カ月ほどは納入しているということになるのではないかと。そうすると、この書き方として、1カ月分納付したのは古いところからその分を支払ったとして、こういうときには13年12月からというふうを書くのが正しいのではないかとと思いますが、この辺はどうでしょうか。

同じく、報告第28号の議案参考資料61ページですが、これも平成14年12月から17年6月で、14年は12月の1カ月、15年と16年はそれぞれ1月から12月で、合わせて24カ月、それから17年が6月までということだと6カ月、合わせて31カ月あるわけですが、31カ月のうち30カ月が納付しないという形で、これも同じように納付した分は入れて、平成17年1月からというふうに、こういうものはするべきじゃないかと思えます。あるいは、そういうふうにしないのであれば、その31カ月中30カ月にかわる家賃の納入云々というふうを書くべきではないかと、こういうふう思うわけですが、この辺はどうでしょうか。

それから、2番目に、そういう形で全然納入されないわけではないということであれば、それなりの所定のマニュアルに従ってこういった訴えを起こしているわけでありましょうけれども、その辺、もう少し話し合う余地がなかったのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの2点についてお答えいたします。

まず、27号の43カ月の質問についてでございますが、この部分につきまして内訳を申しますと、平成13年度が11月から5カ月です。それと14年度が12カ月でございます。それと、15年度以降が26カ月の、年の家賃が収入によって違ってまいりますので、そのあたりで41万1,200円ということで、1カ月ほど途中納付されたものでございます。

それと、28号についてでございますが、今30カ月になっておるわけですが、これの内訳を申しますと、平成14年度が12月ということと、平成15年度が12カ月、それと16年度が11カ月ということで、ここの月に1カ月納付されております。それと、17年度につきましては、3カ月ということで、合計額が81万3,100円という内訳になっております。これにつきましても、年の収入が違いますので年度の家賃が少しずつ変動しております。

それと、2点目の質問でございますけれども、話し合いによることが出されていないんじゃないかと、そのあたりはどうだったかという御質問でございますけれども、再三の話し合い等やった上での提訴という形になっております。これは夜間徴収、いろいろやっておりますして、そのあたりで再三の催促にも応じられないということで、提訴に踏み切ったわけでございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 話し合いの件はそれでわかりました。

今ちょっと言われた何カ月というのがちょっと聞き漏らしたので、すいません。それと、ちょっと今言われたこと、間違いがあるんじゃないかという気がしますので、再度もう一度、年度ごとに何カ月入れられたか教えてください。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） もう一度内訳について申し上げます。

27号の方でございますが、平成13年の11月が5カ月でございます。（「年度と違うの」と呼ぶ者あり）年度が5カ月でございます。

それと、平成14年度が12カ月でございます。それと、平成15年度以降が26カ月でございます。

それと、28号につきまして、平成14年度が、先ほどちょっと言いましたが、詳細に申し上げますと、12月が一部と平成15年1月から3月までの3カ月です。14年度の、平成15年1月から3月までの3カ月です。それと、平成15年度が12カ月でございます。それと、平成16年度が11カ月でございます。それと、平成17年度が3カ月で、

合計額が81万3,100円という内訳になっております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） ちょっとよくわからないところがたくさんあるんですけども、もうあまり、個人のプライバシーにかかわる問題がもしもありませんので、これでやめますけども。

ここの表現の仕方、議案参考資料の表現の仕方は、もう少し何か改善をしていただかないと何か非常にわかりにくいといえますか、そういうようなことだろうと思います。今、平成13年は5カ月と言われたけど、平成13年11月からと言われているのに5カ月というのが非常に納得がいかない。平成13年11月から5カ月間というのは、11月からだったら2カ月しかないのに、何で5カ月間の滞納があるのか……（「13年度、年度」と呼ぶ者あり）年度ですか。わかりました。そういうことでずれてくるんですね。

いずれにしても、ちょっとその辺、もう少し中身の、表現の仕方について考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（久保 玄爾君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で、報告第27号及び報告第28号を終わります。

認定第1号平成16年度防府市水道事業決算の認定について

議長（久保 玄爾君） 認定第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 吉田 敏明君 登壇〕

水道事業管理者（吉田 敏明君） 認定第1号平成16年度防府市水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものでございます。

まず、水道事業会計から御説明いたします。お手元の決算書14ページをお開きいただきたいと思っております。

概況につきましては、決算書14ページの決算附属書類で御報告いたしておりますように、業務量は、年間総配水量1,403万9,126立方メートル、年間総有収水量1,274万2,210立方メートルとなりました。

有収水量率につきましては、公道漏水調査の効果等により前年度実績を2.8ポイント

上回る90.8%に達しており、今後とも、漏水調査及び老朽配水管の更新等を継続実施し、限りある水資源の有効活用に努めてまいりたいと存じます。

建設改良事業では、山陽自動車道富海パーキングエリア建設に伴う富海戸田山地区の主要配水施設として戸田山配水池を完成させました。

また、未給水地区等の配水管の布設約4,200メートル、漏水多発配水管及び老朽配水管の布設がえ約4,000メートルを実施いたしました。

次に、経営状況につきましては、収益総額22億2,042万9,184円に対し、費用総額は20億7,709万7,739円となり、差し引き1億4,333万1,445円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書6ページから7ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入決算額4億3,754万3,323円に対し、支出額は13億2,658万4,588円で、差し引き8億8,904万1,265円の収入不足となりましたが、6ページ欄外にお示しいたしておりますとおり補てんいたしておるものでございます。

なお、決算書11ページにお示しいたしております、平成16年度防府市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額1億4,333万1,445円を企業債の償還財源とするため減債積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

決算の状況につきましては以上申し上げたとおりでございますが、水需要は、平成16年度は10年ぶりの猛暑等の影響により一時的に回復しましたが、節水型社会の進展などの諸要因により、今後とも減少傾向が続くものと予測いたしております。

したがって、今後の事業計画につきましても水需要の動向を注視し、経営の健全化に留意しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、工業用水道事業会計について申し上げます。

概況につきましては、決算書53ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、当年度におきましても施設の維持管理に重点を置き、安定給水に努めてまいりました。

経営状況につきましては、収益総額1億8,718万9,590円に対し、費用総額は1億6,745万9,982円となり、差し引き1,972万9,608円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書46ページから47ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額3,617万6,924円につきましては、46ページ欄外にお示しいたしておりますとおり補てんをいたしております。

なお、決算書50ページにお示しいたしております平成16年度防府市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、100万円を法定利益積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

以上、水道事業・工業用水道事業各会計の平成16年度決算につきまして概況を御説明申し上げましたが、今後とも公営企業の経営の原則に沿って経済性を発揮しつつ、公共の福祉に寄与するよう努力いたしてまいり所存でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の要があると認めますので、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第1号平成16年度防府市水道事業決算の認定については、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、これに付託と決定いたしました。

これより水道事業決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名申し上げます。

事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（檜垣健次君） 御報告いたします。

敬称は省略させていただきます。馬野議員、河村議員、斉藤議員、佐鹿議員、重川議員、中司議員、原田議員、深田議員、藤本議員、山下議員、山田議員、山本議員、行重議員、横田議員、以上の14名でございます。

議長（久保 玄爾君） ただいま報告いたしましたとおり、水道事業決算特別委員会委員にそれぞれ御指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、水道事業決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は、1階の議会運営委員会室でありますので、よろしく御願いたします。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告いたします。委員長には山田議員、副委員長には斉藤議員。

以上でございます。

議案第 66 号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第 66 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 66 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただいております右田中継ポンプ場築造工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

右田中継ポンプ場につきましては、右田地区の公共下水道の整備を進めるため、同地区の下水道処理区域内の下水を圧送し、河川横断させる中継施設として平成 17 年度から平成 18 年度までの 2 カ年の継続事業で整備するものでございます。

本工事の概要につきましては、上部工として、建築面積 161.51 平方メートルの建物を下部工として配管室等を整備するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました内崎建設株式会社外 7 社で入札を行いました結果、2 社が本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査・審議した結果、最低の価格で申し込みのあった業者において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、その申し込みをした成長建設株式会社を落札者といたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第66号については、原案のとおり可決されました。

議案第67号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第67号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第67号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただいております公共下水道築造右田2号幹線第3工区工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました内崎建設株式会社外8社で入札を行いました結果、8社が本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査・審議した結果、2番目に低い価格で申し込みのあった業者までにつきましては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者とせず、3番目に低い価格で申し込みのあった澤田建設株式会社を落札者といたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

議案第68号交通事故に係る和解について

議長（久保 玄爾君） 議案第68号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第68号交通事故に係る和解について御説明申し上げます。本案は、平成17年5月31日午前11時20分ごろ、健康増進課職員が保健用務のため、市道神里日ノ本線を国道262号線方面へ進行中、大字高井976番3地先交差点を右折しようとしたところ、追い越して直進しようとした後続車と接触し、双方の車両が破損した事故について、相手方と和解しようとするものでございます。

このたびの事故につきましては、双方とも損害賠償義務があることを認め、損害賠償の額を決定するため、事故の過失割合について協議を重ねてまいりましたが、合意に至りませんでした。

その後、相手方から双方の車両の損害額についてそれぞれが自己負担するものとし、双方とも相手方に損害賠償の請求をしないことで示談したい旨の申し出がありました。

このような場合、調停の申し立てや訴えの提起等により解決することも考えられますが、今回の事故は軽微な車両事故であり、修理経費につきましても市の加入する全国市有物件災害共済会により全額補てんされることから、相手方からの提案を受け入れ、和解しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第68号については、原案のとおり可決されました。

議案第69号山口県央部合併協議会の廃止について

議長（久保 玄爾君） 議案第69号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第69号山口県央部合併協議会の廃止について御説明申し上げます。

本案は、防府市、山口市、徳地町、秋穂町、小郡町及び阿知須町の2市4町で設けている山口県央部合併協議会の廃止についてお諮りするものでございます。

山口県央部合併協議会につきましては、平成15年3月に設置され、県央部の合併について協議してまいりましたが、平成16年4月以降協議を休止しており、防府市を除く1市4町が本年10月1日に山口市となることから、このたび同協議会を廃止しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第69号については、原案のとおり可決されました。

議案第70号消防事務の受託の廃止について

議案第71号消防事務の受託の廃止について

議案第72号消防事務の受託について

議長（久保 玄爾君） 議案第70号、議案第71号及び議案第72号の3議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第70号から議案第72号までの3議案について一括して御説明申し上げます。

いずれの議案も、本年10月1日に山口市、徳地町、秋穂町、小郡町及び阿知須町の1市4町が合併し、山口市となることに伴う消防事務の受託に係るものでございます。

議案第70号及び議案第71号につきましては、本市で受託し、実施してまいりました秋穂町及び徳地町の区域内の消防事務の受託を平成17年9月30日限り、廃止しようとするものでございます。

議案第72号につきましては、山口市の消防事務を受託することについて議会の御同意をお願いするものでございます。徳地町及び秋穂町の区域内の消防事務については、合併後も引き続き本市に委託したい意向であることから、これを受託するため内容等について協議を重ね、お手元の規約を立案した次第でございます。

規約の内容といたしましては、委託事務の範囲、経費の負担方法、収入の帰属等について規定し、平成17年10月1日から消防事務を実施することとしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、まず議案第70号及び議案第71号について一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。議案第70号及び議案第71号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第70号及び議案第71号については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第70号及び議案第71号の2議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第72号については総務委員会に付託と決しました。

議案第73号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議長（久保 玄爾君） 議案第73号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第73号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、本年10月1日に山口市、徳地町、秋穂町、小郡町及び阿知須町が合併し、山口市となることに伴い、山口・防府地区広域事務組合から平成17年9月30日限りで山口市、徳地町、秋穂町及び小郡町を脱退させ、10月1日から新たに山口市を加入させるとともに、同組合理約の一部を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。19番。

19番（原田 洋介君） 議案第73号でございますが、今回、この議案で、市町村の枠組みが2市6町が2市3町になるということですがけれども、現在、実際にこの広域事務組合、どのような事業をなされているのかということと、実際、今後の方向性というものはどういうものなんだろうか、そういうことをお答えいただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 現在の事業でございますが、いわゆる青少年の交流事業等々を行っております。それから、エイトタウンという広報紙も、県央部のコミュニケーション紙も発行いたしております。これらについては、基金の果実から出てきた資金でもって運用させていただいているといったものでございます。

いま一つ、今後の方向性でございますが、これまで議会でもいろいろと御意見を承っております。縮小の方向というふうに私どもも考えております。したがって、私ども

の幹事会、あるいは理事者の会議におきましても、縮小ということで事業を今縮小いたしておりますし、また、防府市議会から御選出されていらっしゃる一部事務組合の議会においても、そのような方向が打ち出されているということでございます。

なお、合併でございますので、これは県内に8カ所の一部事務組合がございまして、総務省あたりもいわゆる広域事務組合のあり方といったものについて議論がなされているようでございますので、その方向性等を見きわめた上で、また新たな一部事務組合において防府市の意見を述べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第73号については、原案のとおり可決されました。

議案第74号防府市老人憩の家設置及び管理条例中改正について

議案第75号防府市へき地保育所設置及び管理条例中改正について

議案第76号防府市身体障害者福祉センター設置及び管理条例中改正について

議案第77号防府市知的障害者授産施設設置及び管理条例中改正について

議案第78号防府市知的障害者更生施設設置及び管理条例中改正について

議案第79号防府市児童デイサービス施設設置及び管理条例中改正について

議案第80号防府市知的障害者デイサービス施設設置及び管理条例中改正について

議案第81号防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について

議案第82号防府市駐車場設置及び管理条例中改正について

議案第83号防府市自転車等の放置の防止並びに自転車等駐車場設置及び管理条例中改正について

議案第84号防府市公会堂設置及び管理条例中改正について

議案第85号防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について

議案第 8 6 号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について

議案第 8 7 号防府市視聴覚ライブラリー設置条例中改正について

議案第 8 8 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 7 4 号から議案第 8 8 号までの 1 5 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 7 4 号から議案第 8 8 号までの 1 5 議案について一括して御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 1 5 年 9 月に施行され、現在、管理委託制度により管理委託を行っている公の施設については、同法施行後 3 年以内に指定管理者制度に移行するか市の直営にするかを選択する必要があります。

そこで、1 5 議案中、議案第 7 4 号、議案第 7 6 号から議案第 8 1 号まで及び議案第 8 4 号から議案第 8 8 号までの 1 2 議案につきましては、平成 1 8 年度から指定管理者制度を導入することとし、所要の条例改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、新たに指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定め、所要の条文整備を行うものでございます。

次に、議案第 7 5 号、議案第 8 2 号及び議案第 8 3 号の 3 議案につきましては、施設の形態や管理の状況等から判断し、指定管理者制度を導入することなく、市の直営により施設の管理を行うため、所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。2 5 番。

2 5 番（田中 健次君） 最初に議案第 7 4 号についてですが、議案参考資料の方がわかりやすいので、そちらの方でお尋ねします。1 1 7 ページになりますが、第 3 条で事業という形で老人憩の家の事業をここで、今まではほかのところであったのかもしれませんが、条例として初めて、これで、次に掲げる事業を行うということで、その第 2 項目が、教養の向上のための講演会、講座等を開催することというふうに書いてありますが、この考え方に立てば、例えば私ども議員あるいは後援会がするような市政報告会もこの老人憩の家でできるということになるのか、お伺いしたいと思います。

それから、2 点目は、議案第 7 6 号、7 7 号、それから 8 0 号までに該当しますが、1 4 0 ページをちょっと見ていただきたいと思います。これは身体障害者福祉センター、議案第 7 6 号の議案参考資料、現行と改訂後が書いていてわかりやすいので、これで。こ

れの第6条が利用の拒否、7条が利用の停止等ということではありますが、これで伝染性疾患云々というのが書いてあります。これは同じように77号だと154ページですが、これは知的障害者授産施設愛光園ですね、それにかかわるものですが、7条で今度はちょっと表現が違いますが、入所の拒否、それから第8条退所の措置、同じように伝染性疾患云々という形であります。

それから、78号、165ページですが、これは知的障害者更生施設大平園についてのあれですが、同じく第5条で入所の拒否、第6条で退所の措置、同じように伝染性疾患云々というふうにあります。

それから、79号で、これは176ページになりますが、児童デイサービス施設なかよし園ですが、第8条で、最初の第76条と同じような利用の拒否、第9条で利用の停止等という形で、ここにも伝染性疾患云々というふうに出てきます。

それから、最後が議案第80号知的障害者デイサービスに関する条例ですが、188ページをお願いします。ここで第7条で利用の拒否、第8条で利用の停止等という形で同じように伝染性疾患云々というふうに出てきます。

そういう形で伝染性が強いと、あるいはそのことによって周りの方にも悪い影響を与えるというものについて利用の拒否だとか利用の停止、入所の拒否だとか退所の措置ということが定められておるわけですが、これが拡大解釈されて、本来利用できる市民が利用できないというふうになっても困るわけですね。

例えばインフルエンザはやはり伝染性が強いわけですがけれども、インフルエンザはどうかのだとかということも関係があります。そういうことで、これについてはあらかじめどういうものについてこれを当てはめるか、国の法律だとかいろんなものに従って、多分ある程度考えられておると思うんですが、その辺の、こういうものを当てはめるというような考えがあれば、それをこの時点で明らかにしていただきたいと思います。これが質問の2点目です。

それから、質問の3点目は、これは今言ったものにも、それからほかのものにもあるんですが、今度は教育委員会の方に答えていただくということで、例えば公会堂の条例なんですが、ちょっとこれ、私、わからないので教えていただきたいということなんですが、公会堂の条例でいくと223ページですね。223ページで、第10条で使用料が掲げてあります。「使用料は別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める使用料を納付しなければならない」と、こういうふうで使用料が掲げてあります。

それで、ちょっと先を見ると、16条で利用料金というふうに書いてあります。「利用料金は14条第1項の規定により公会堂の管理を指定管理者に行わせる場合は、10条の

規定にかかわらず使用者は利用料金を納めなければならない」と、こう書いてあります。片方で使用料を納付しなければならない、片方で利用料金を納めなければならないと。後段の方は指定管理者に行わせる場合ということですが、指定管理者になると使用料が利用料金にどういうふうにして変わるのか、使用料とその利用料金のこの違い、この条文の説明について少しお願いをしたいと思います。どういうことでこういうふうになっているのか、その辺をお願いします。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、御質問のございました第1点目の市政報告会の件と伝染性疾患についてお答え申し上げます。

まず、老人憩の家でございますが、御承知のように高齢者の教養の向上、レクリエーション及び社会活動などのための場を提供し、高齢者の生きがいを高め、健康で明るい生活を送っていただけるよう、市内15カ所に設置しております。

老人憩の家は、地域に身近な施設として地元の地区、社会福祉協議会が主体となって憩の家運営委員会において管理運営を主体的、自主的に行っております。年間を通じて教養講座、あるいはレクリエーションなどの活動をしております。したがって、定期的で開催されている教養講座などに支障のない範囲であれば、憩の家運営委員会と御協議をいただきまして、この運営委員会の主催、あるいは後援ということで開催していただけるのではないかと考えております。

次に、2点目の伝染性疾患でございますが、各条例中のこの伝染性疾患につきましては、感染症類型の 類感染症から 類感染症までと指定感染症及び新感染症を指しております。

類感染症につきましては感染力、罹患した場合の重篤性から判断して危険性が極めて高い感染症とされております。ペストなどがこれに該当いたします。

類感染症につきましては、感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症とされており、コレラなどが該当いたします。

類感染症につきましては、危険性は高くないが特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症とされており、腸管出血性大腸菌感染症、通称O-157と呼ばれておりますが、これが該当いたします。

指定感染症及び新感染症につきましては、 類感染症から 類感染症に準じた対応の必要性が生じている感染症ということでございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほど御質問がございました使用料と利用料の件でございますけれども、この使用料という言葉は自治法上の言葉であろうかと思えます。公共施設を使用する場合にはその使用料という言葉で決めておるところですが、この指定管理者制度の関係のこの条文の前段は、あくまで防府市長がその使用を許可するというような形で進めておりまして、建物、公会堂の部分につきましては、225ページの指定管理者による管理以降からは利用料と、市がそういった料金を徴収するのではなくて、その指定管理者に任せましょうという場合には利用料という言葉を使っておるとのことだと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 今、御答弁いただきましたことは、それでわかりました。

それで、今のような御説明だと最後、議案第88号体育施設設置及び管理条例中改正、議案書の279ページ以下になりますが、これについては使用料については290ページで使用料が書いてあるんですが、これは利用料金というものが書いてありません。それから、指定管理者の業務の中にも利用料金にかかわる業務は書いてありません。

そうすると、この体育施設についてはお金を集めることは直営でやるということになるわけでしょうか。これは、片方で体育施設の使用の許可に関する業務でしたね。だから、申請書とか何とかを預かるのは指定管理者に任せて、そのときに多分お金をいただくんだろうと思うんですが、お金をいただくのは直営でやると、こういうふうになるんでしょうか。ちょっとこの辺について御説明を願いたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 陸上競技場と、それから武道館につきましては、今、市の直営という施設でございます。その管理運営というものにつきましては、現在、財団法人の防府スポーツセンターで行ってもらっております。防府スポーツセンターは体育館、野球場といったような施設ではその使用料金等の収受等も行っておりますが、これは陸上競技場と武道館につきましては、できた当時のいろんな事情があったのかもしれませんが、防府市の直営の施設で行いたいということで運営をされております。したがって、利用料金につきましても防府市が収受をしておるということでございます。

このあたりの、私の推測でもございますが、武道館なり陸上競技場というものはある程度防府スポーツセンターとちょっと違った形の固定的なお客さんでもあり、防府市の直営の方がいいのではないかなというようなことになったんだろうと思えますが。そういったいきさつで、こういった指定管理者制度の場合には利用料金は今後も市の直営で行うという

ふうになっておるんだらうと思っております。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） よくわからないのは、だから、窓口で申請書を出して、その使用の許可に関する業務という形で申込書を書いて出すわけですね。そのときにいいですよと言って受け取るのは指定管理者が受け取って、そのときに後、横から直営でスポーツ振興課の職員がお金をいただくと。この条例を読むとそういうふうになるんですけども、それであれば、もうこれ指定管理者という形をしないで、これについては直営でちゃんとスポーツ振興課の職員が申込書を受け取って、許可を出して、お金を受け取るというのが、これが筋道じゃないかと思うんですが。

そういう過去の経緯があるのであれば、この条例は提出されないでするのが正しいんじゃないかと思うんですが、何でこういうちぐはぐな条例が出てくるのか、ちょっともう一度、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） これの今までのいきさつ等で武道館なり、あるいは陸上競技場については、その財産の所有というのは防府市が持って管理運営をします。体育館なり、それから野球場につきましては、所有は財団法人防府スポーツセンターが持っているというふうな形に、今までの流れの中からそういうふうになっております。

そういったようなことで、結局、指定管理者にもすべて任せればいいではないかというお話になると思いますけれども（「直営で」と呼ぶ者あり）直営でやるのであればそういった形で、もう全部やってみてはどうかということですが、ちょっと現場の方でどういったような対応をしておるのか私もよくわかりませんが、こういった施設そのものはそういう今までのいきさつから見てやむを得ないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） それでは、質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております15議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております

まず議案第74号から議案第88号までの15議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第74号から議案第88号までの15議案については、原案のとおり可決されました。

議案第89号防府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第89号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第89号防府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は平成17年10月1日から山口市の消防事務を受託することに伴い、消防署の管轄区域を一部改正しようとするもの及び消防組織法の改正に伴い条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第89号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第90号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第90号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第90号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、水防法の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案についてはこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第90号については、原案のとおり可決されました。

議案第91号平成17年度防府市一般会計補正予算（第3号）

議長（久保 玄爾君） 議案第91号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第91号平成17年度防府市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,024万6,000円を減額し、補正後の予算総額を370億8,330万円といたしております。

次に、今回の補正の主なものにつきまして、事項別明細書により順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、4ページの地方交付税につきましては、本年度の普通交付税の交付額が決定したことに伴い、当初予算額との差額を補正いたすものでございます。

次の国庫支出金及び6ページからの県支出金につきましては、児童ホームヘルプサービス事業支援費に対する国・県補助金の外、元気な島づくりサポート事業、県の補助メニューの組みかえによる放課後児童クラブ等支援事業、地域水田農業再編構築推進事業などへの県補助金等を計上いたしております。

次に、8ページの繰入金につきましては、姉妹都市・大韓民国春川市からの交歓陸上競技大会市民応援団の受け入れ事業に要する経費を国際交流基金から繰り入れようとするも

のでございます。

次に、10ページの繰越金につきましては、平成16年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、既計上額との差額を補正いたすものでございます。

次の諸収入につきましては、消防無線電話装置の免許更新に伴う徳地町及び秋穂町からの受託事業収入並びに雑入として平成16年度補助事業費の確定に伴う母子家庭医療費及び乳幼児医療費補助金の過年度精算金を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、14ページの2款総務費1項総務管理費の一般管理費につきましては、災害時にコミュニティFMを活用して市民に災害情報の提供を行うこととし、コミュニティFMが行う緊急割り込み装置や自家発電装置の設置費等に対する補助金、負担金を計上いたしております。

次の地域振興費につきましては、県の補助を受けて野島コミュニティ施設をバリアフリー化することといたし、所要の経費をお願いいたすものでございます。

また、国際交流費につきましては、姉妹都市・大韓民国春川市との交歓陸上競技大会に来訪が予定されます春川市からの市民応援団の受け入れに要する経費をお願いいたしております。

16ページの5項統計調査費につきましては、2005年農林業センサスに係る事務経費を計上いたしております。

次の3款民生費1項社会福祉費の老人福祉費につきましては、平成16年度補助事業費の確定に伴う県補助金の返還金並びに本年10月からの介護保険の制度改正に伴い、保険給付費の増が見込まれる介護保険事業特別会計への繰出金をお願いするものでございます。

また、障害者福祉費につきましては、他市施設への通所者に係る本市負担分や児童ホームヘルプサービス事業の利用量の増に伴う補正のほか、平成16年度補助事業費の確定に伴う県への返還金を計上いたしております。

次に、18ページの2項児童福祉費につきましては、県の補助メニューの組みかえにより、従前の補助事業費を減額し、これと同額を新規の放課後児童クラブ等支援事業に係る経費として計上いたしておるものでございます。

次の4款衛生費4項清掃費につきましては、焼却場2号炉のバグフィルター破損に伴う補修経費を計上させていただいております。

続きまして、20ページの6款農林水産業費1項農業費の農業振興費につきましては、県の補助メニューの組みかえを行うほか、県の補助を受けて実施される地域水田農業再構築推進事業に対する補助金相当額を事業主体に補助するものでございます。

また、農地費につきましては、上り熊地区の経営体育成促進事業交付金及び牟礼地区から小野地区に至る身替農道、いわゆる農免農道の整備事業等に対する県事業負担金を計上いたしております。

次の7款商工費につきましては、株式会社周防夢座が行う再開発ビルの保留床取得等について、国の補助採択を受けましたので、市としても事業費の10%相当額を補助するとともに、補助事業者としての資格取得に必要となる市の出資をお願いいたしておるものでございます。

次に、22ページの8款土木費2項道路橋りょう費につきましては、神里上河原線にかかる橋梁の橋げたの補修経費を計上いたしております。

また、次の6項都市計画費の公共下水道費につきましては、補助内示により事業費が増額となりますので、これに伴う公共下水道事業特別会計への繰出金をお願いいたしております。

次に、24ページの9款消防費の常備消防費につきましては、消防無線電話装置の免許更新に係る所要の経費を計上いたしておるものでございます。

また、10款教育費の社会教育施設費につきましては、文化福社会館ピロティの補修経費及び中関学習等供用会館空調設備の改修経費等をお願いいたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を7億9,745万4,000円といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。22番。

22番（大村 崇治君） 歳入の4、5ページに当たりますが、地方交付税の2億1,532万円の減額でございますけど、この主な要因は何か、お尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 地方交付税でございますけれど、7月末の閣議決定をもちまして31億8,467万6,000円というふうに確定をいたしております。その減額と申しますか、2億1,000万円余り減額をいたしておりますけれど、その主な要因を申し上げますと、地方交付税は御存じのように理論的にはじきました基準財政需要額、そして基準財政収入額その差額でございますが、いわゆる基準財政収入額につきましては、この増要因といたしまして、いわゆる経常経費部分、これは一般財源化に伴うものでございますが、1億4,300万円余り増額でございます。それから、公債費、これが6,600万円余りの増、これは臨時財政対策債の元本の償還が本格的に始まったというものに伴うものでございます。

それから、投資的経費につきましては、御存じのように地財計画の中で単独事業の減というものが示されておりますので、約4億円余り減額を生じておられるようなところでございます。これは単位費用等々で軽減されております。臨時財政対策債発行額の減により、結果として約3億5,000万円の増、したがって、基準財政需要額では1億7,200万円余りの増でございます。

それに伴います基準財政収入額でございますが、税収でございますが、個人所得割、これは税制改正がこの平成16年から行われましたものに伴うものでございますが、4,100万余りの増、それから法人税割でございますが、これにつきましては、約3億3,700万円ぐらいの増というふうなことでございます。その他の所得譲与税等々の増額要因がございまして、これが1億4,000万円でございます。

減額要因といたしましては、固定資産税、これは評価額が下がってきたというふうなことを背景といたしまして9,700万円余りの減、したがって、結果として4億2,200万円余りの基準財政収入額の増を生じております。御存じのように、この差し引きでございますので、最終的に先ほど申し上げました金額になったというふうなことでございます。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 確認しますけど、今、法人税が何か3,700万円と言われたですね。3億じゃないですか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 申しわけございません。3億3,700万円というふうに申し上げたというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 今からちょっとお尋ねすることは今後大切なことでございますから言っておきますけど、通常、これだけの地方交付税が落ち込むということは、当然金銭的にも補正予算を計上すべきで、私はあるだろうと思うんです。

それで、実は、御承知のようにことしの4月、カネボウの粉飾決算が発覚いたしております。当然全国に工場がある都道府県及び市町村に言えることでございますけど、防府市のカネボウに対する法人税等への影響額が仮に15年とすれば幾らぐらいになるのか。

それともう1点、今後、法人税割及び法人事業税とも国税準拠でございますから、当然、国に対しまして修正申告がされると思うわけでございます。通常5年ということになりますが、その辺、定かでございますけど、大体影響額がどの程度になるか。非常に難しい

と言われればそれ、いいですけど、大切なことはそういうことが今後出てくることであるので、ちょっとわかる範囲でお答えいただきたいと。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 御質問の点につきましては、先日来より報道されておりますが、その影響額というふうな御質問でございましたんですけど、一応守秘義務というふうなものも懸念されますし、また今回の件につきましては、まだ今後裁判が続くというふうなこともございますので、その金額については控えさせていただきたいと思います。

先で、先ほど申されましたような、いわゆる修正申告等々できてまいりましたならば、また補正等をお願いするようなことになると思いますので、そのあたりでまた御説明させていただきたいというふうに思います。

それから、御質問のように法人税割は国の法人税の14.7%、これをちょうだいしておりますので、国税等々について修正申告が、いわゆる産業再生機構の方からあれば、私どもの方にも影響があるのかなというふうには思っております。

ただ、今回のケースは本社の問題でございまして、防府工場につきましては適正にこれに基づいて申告をされておるわけでございますんで、それら修正申告が出てまいりましたならば、国それから県も関連をしておりますので、できるだけ協議を重ねながら対応してまいりたいと思います。

ただ、カネボウさんにおきましては、防府市の誕生と時を同じくして約70年間にわたって防府市の工業基盤、それから財政の面でも、また陸上競技等の形の中で、物的、精神的な貢献ははかり知れないものでございますんで、今後につきましては、できるだけそういうことがないようなことで、そういう修正申告がなされないことを願っておるばかりでございます。

今後のことでございますが、国税、県税等とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、普通交付税等々に先ほど申し上げましたように、これ影響いたしておりますので、仮にそういうことがあれば75%はこれ算入されておりますので、再算定等につきましても県とこれから協議をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（大村 崇治君） 深くは言いませんけど、やはり経常収益の増で当然申告してきておりますから、本当に、精密に言えばある程度の金額はわかると思いますけど、それ以上私は言いませんけど、今後、防府市、関係市町村、県におきましても、そういう影響が出てくるということをしっかり踏まえてやっていかんと。言い方は悪いけど、おいしい

ものはいただいちゃって、あと戻せと、こう言われるわけでございますから、慎重にやっていたきたいと。

それで、再確認ですが、当然、地方交付税の、もし、それが決定すれば75%まるまるとは言いませんでしょうが、それ相応の見返りがあるということによろしゅうございますね。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 地方交付税につきましても、これは今、県と今後協議をすることになるかなと思いますが、当然5年間という時効がございますので、その範疇の中で再調整をしていただくということになるかなというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 25番。

25番（田中 健次君） 14ページ、15ページですが、2款総務費のこの中の1目の一般管理費で、負担金補助及び交付金で、コミュニティFM活用型災害情報提供事業負担金、同じくその下は同じ事業で補助金というふうになっております。それから、17目の国際交流費の19節負担金補助及び交付金で、春川市市民応援団受入事業負担金、同じく補助金というふうになっております。

両方とも必要な事業だということで、特に異議があるわけではありませんが、特にコミュニティFMについては私が一般質問で取り上げた事例でもありますので、いいわけですが、同じこの事業に対して負担金があって、なおかつ補助金があるということがあるのかどうか、ちょっとこれ、この負担金の名目というのか内訳を聞かないからわからないのかもしれませんが、一般的に考えて1つの事業にあって、それに対して負担金があると。法律だとか、あるいは市の義務だとか、いろんな形の中で負担金があると。補助金というのはそうじゃなくて、政策的にいいことだから補助するというようなものだろうと思います。だから、1つの事業にそういうものが2つ、こう出てくるというのがちょっと奇異に感じられるんですが、この辺について御説明をお願いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 負担金と補助金の違いでございますが、15ページの例でお示し申し上げたいと思います。総務一般管理費の場合、上段の災害情報提供事業負担金は緊急割り込み装置、防府市の市役所からFMの局に置く緊急割り込み装置を置いていただくわけですが、それから総務課から割り込みで、FMでその情報を流すということで、通常放送の中に割り込んでいくという性格のものです。これは防府市しか使えませんが、防府市が負担してそれを設置していただくといったものです。それが負担金ですね。

同じ事業であって災害情報提供事業云々でございますが、こちらは非常用電源の発電機

を購入されるわけです。あわせてその啓発活動も含んでおりますけれども、発電機については、ただ災害情報だけではなくて停電時に利用されますから、そういった事業について助成を行うといったもので、大きくそこで性格が異なっていると思います。

同じように15ページの春川市からお見えになるところでございますが、受入事業負担金につきましては、主に春川市の公式訪問団がお見えになるところについて負担金を出すものでございまして、応援団受入事業補助金といったものについては、その実行委員会が行う各種事業について助成を行うものでございまして、これらについては春川市からの負担金、あるいは市民の方からの負担金、あるいは市からの補助金でもって事業を行っていただくものでございます。おのずと負担金と補助金には性格上違いがあるというふうに理解いたしております。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第91号については関係各常任委員会に付託と決定いたしました。

議案第92号平成17年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第93号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第94号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第95号平成17年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第96号平成17年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第97号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（久保 玄爾君） 議案第92号から議案第97号までの6議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 土井 章君 登壇〕

助役（土井 章君） 議案第92号から議案第97号までの6議案につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第92号平成17年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では平成16年度決算に基づく前年度繰越金を計上いたし、歳出では選手宿泊費が開催経費扱いとなったことに伴い、報償費から委託料への組み替え

を行うとともに、全体の収支差を予備費として計上いたしております。

次に、9ページの議案第93号平成17年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、29ページの議案第95号平成17年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）及び37ページの議案第96号平成17年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の3事業会計につきましては、いずれも平成16年度決算に基づきまして、歳入では前年度繰越金を計上いたし、歳出においては同額分を予備費として計上いたしておるものでございます。

次に、17ページの議案第94号平成17年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補助事業の内示決定等に基づくものでございまして、歳入では国庫支出金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたすとともに、歳出では、工事請負費等の補正をお願いするものでございます。

次に、45ページの議案第97号平成17年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、まず、平成16年度決算に基づく処理として、歳入では繰越金を計上いたし、歳出では剰余金の基金への積立金並びに国・県支出金及び支払基金交付金の精算による返還分を計上いたしております。

また、本年10月からの介護保険の制度改正により、施設サービスにおける居住費及び食費が利用者負担となりますが、所得の低い方への負担軽減を図るため、特定入所者介護サービス費が新設されることに伴いまして、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金を歳入に計上いたし、保険給付費の増額を歳出に計上いたしておるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております6議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第92号については総務委員会に、議案第93号、議案第95号、議案第96号及び議案第97号については教育民生委員会に、議案第94号については建設委員会に、それぞれ付託と決定いたしました。

議長（久保 玄爾君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は13日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年9月5日

防府市議会議長 久保玄爾

防府市議会議員 田中敏靖

防府市議会議員 木村一彦